

四半期報告書

(第72期第3四半期)

自 平成20年10月1日
至 平成20年12月31日

日立金属株式会社

東京都港区芝浦一丁目2番1号

(E01244)

目 次

頁

表 紙

第一部	企業情報	1
第1	企業の概況	1
1	主要な経営指標等の推移	1
2	事業の内容	2
3	関係会社の状況	2
4	従業員の状況	2
第2	事業の状況	3
1	生産、受注及び販売の状況	3
2	経営上の重要な契約等	3
3	財政状態及び経営成績の分析	4
第3	設備の状況	8
第4	提出会社の状況	9
1	株式等の状況	9
(1)	株式の総数等	9
(2)	新株予約権等の状況	9
(3)	ライツプランの内容	17
(4)	発行済株式総数、資本金等の推移	17
(5)	大株主の状況	17
(6)	議決権の状況	18
2	株価の推移	19
3	役員の状況	19
第5	経理の状況	20
1	四半期連結財務諸表	21
(1)	四半期連結貸借対照表	21
(2)	四半期連結損益計算書	23
(3)	四半期連結キャッシュ・フロー計算書	25
2	その他	34
第二部	提出会社の保証会社等の情報	34

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月10日
【四半期会計期間】	第72期第3四半期（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）
【会社名】	日立金属株式会社
【英訳名】	Hitachi Metals, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役 執行役社長 持田 農夫男
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦一丁目2番1号
【電話番号】	03-5765-4000（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 久保田 友康
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目2番1号
【電話番号】	03-5765-4153
【事務連絡者氏名】	財務部長 久保田 友康
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第72期 第3四半期連結 累計期間	第72期 第3四半期連結 会計期間	第71期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年12月31日	自平成20年10月1日 至平成20年12月31日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高（百万円）	496,745	143,080	701,075
経常利益又は経常損失（百万円）	29,424	△281	54,448
四半期（当期）純利益又は四半期 （当期）純損失（百万円）	9,597	△5,738	27,034
純資産額（百万円）	—	230,700	235,507
総資産額（百万円）	—	578,134	619,466
1株当たり純資産額（円）	—	591.39	604.22
1株当たり四半期（当期）純利益 金額又は四半期（当期）純損失金 額（円）	27.22	△16.28	76.48
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	—	—	—
自己資本比率（%）	—	36.1	34.4
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	30,246	—	72,106
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△30,321	—	△38,112
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△7,917	—	△31,498
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	—	36,508	47,821
従業員数（人）	—	20,108	20,308

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 第72期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。また、第71期及び第72期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	20,108 [3,590]
---------	----------------

（注）従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員（パートタイマー及び嘱託契約の従業員等）は、[] 内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	5,702 [940]
---------	-------------

（注）従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員（パートタイマー及び嘱託契約の従業員等）は、[] 内に当第3四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業区分	金額(百万円)	前年同期比 (%)
高級金属製品	61,413	—
電子・情報部品	33,985	—
高級機能部品	46,143	—
サービス他	—	—
合計	141,541	—

(注) 上記の金額は販売価額によっており、消費税等を含んでおりません。

(2) 受注状況

当第3四半期連結会計期間における受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業区分	金額(百万円)	前年同期比 (%)
高級金属製品	54,205	—
電子・情報部品	21,217	—
高級機能部品	39,223	—
サービス他	14,607	—
合計	129,252	—

(注) 上記の金額には消費税等を含んでおりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業区分	金額(百万円)	前年同期比 (%)
高級金属製品	65,275	—
電子・情報部品	32,831	—
高級機能部品	46,696	—
サービス他	18,603	—
セグメント間の内部売上高消去	△20,325	—
合計	143,080	—

(注) 1. 上記の金額には消費税等を含んでおりません。

2. 上記の各セグメントの金額にはセグメント間の内部売上高を含んでおりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間における世界経済は、米国発の金融危機が世界に波及して、欧米の景気が後退し、アジアでも減速しました。また、わが国経済も設備投資が減少するなど景気が悪化しました。

当社グループの関連業界は、自動車は、米国で販売不振が続き、欧州及びアジアでも減速傾向となりました。国内生産は、国内販売の低迷や米国をはじめとした世界的な自動車販売の不振で輸出が減少し、急減速となりました。半導体は、メモリー業界の不振が続きました。携帯電話は、中国等の新興国では比較的堅調でしたが、国内需要は低迷しました。パソコンは、景気後退の影響から減速傾向となりました。鉄鋼は、内外需とも減速傾向となりました。国内建設は、住宅着工が依然低水準で、公共投資も低迷しました。

このような厳しい事業環境の中、当社グループも自動車市場の急減速やエレクトロニクス関連業界の低迷、設備投資の抑制などの影響を受け、需要が減少したことから、当第3四半期連結会計期間の売上高は、143,080百万円となりました。利益面では、売上減の影響が大きく、営業利益は3,259百万円となり、為替差損等を営業外費用に計上したため、経常損失は、281百万円となりました。また、投資有価証券評価損等を特別損失として計上したことにより、四半期純損失は、5,738百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりです。各セグメントの売上高は、セグメント間の内部売上高または振替高を含んでおります。

①高級金属製品

当セグメントの売上高は、65,275百万円となりました。また、営業利益は410百万円となりました。

主要製品の売上の状況は、以下のとおりです。

<金型・工具用材料>

自動車・家電等関連市場の減速の影響が、比較的軽微に留まったことから、増加しました。

<電子金属材料>

液晶パネル関連材料は、アジア向け需要が減少しました。半導体等パッケージ材料も、メモリー業界の需要が回復せず、減少しました。その結果、電子金属材料全体で、減少しました。

<各種ロール>

鉄鋼の減産の影響が比較的軽微に留まったことから、前年同期並みとなりました。

<射出成形機用部品>

射出成形機市場の冷え込みが一段と厳しくなり、減少しました。

<切削工具>

自動車・エレクトロニクス関連市場、設備投資などの急速な悪化を受け、減少しました。

②電子・情報部品

当セグメントの売上高は、32,831百万円となりました。また、営業利益は2,143百万円となりました。

主要製品の売上の状況は、以下のとおりです。

<硬質磁性材料>

フェライト磁石は、自動車向け需要の落ち込みが大きく、減少しました。希土類磁石も、自動車・家電関連の減産、FA等設備投資の抑制により減少しました。その結果、硬質磁性材料全体で減少しました。

<軟質磁性材料>

ソフトフェライトは、需要が減速し、減少しました。ファインメットも、需要が低迷し、減少しました。アモルファス金属材料は、金融危機によるインフラ整備延期の影響が一部あり、減少しました。その結果、軟質磁性材料全体で減少しました。

<携帯電話用部品>

アイソレータは、基地局・携帯電話向けとも需要減少の影響を受け、減少しました。積層部品も市場の冷え込みによる影響で減少しました。その結果、携帯電話用部品全体で減少しました。

③高級機能部品

当セグメントの売上高は、46,696百万円となりました。また、営業利益は1,669百万円となりました。

主要製品の売上の状況は、以下のとおりです。

<高級ダクタイル鋳鉄製品>

北米生産品が、自動車の減産の影響が比較的軽微に留まったことから、全体で増加しました。

<耐熱鋳造製品>

欧州及び北米の需要が減少しました。

<アルミホイール>

国内、北米とも自動車の減産の影響を受け、減少しました。

<各種管継手>

国内の住宅着工が依然として低水準で推移し、減少しました。

<ステンレス及びプラスチック配管機器>

国内は、住宅着工が依然として低水準で推移し、米国も住宅着工の低迷により、減少しました。

<内装システム及び構造システム>

内装システムは、電算室を中心に需要が堅調に推移し、前年同期並みとなりました。構造システムは、主力製品の鉄骨柱脚が好調だったことから、増加しました。

④サービス他

当セグメントの売上高は、18,603百万円となりました。また、営業利益は53百万円となりました。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりです。

①日本

自動車市場の急減速やエレクトロニクス関連業界の低迷の影響が大きく、売上高は122,086百万円、営業利益は1,281百万円となりました。

②北米

自動車の販売不振や円高ドル安による為替換算の影響もあり、売上高は17,678百万円、営業利益は1,023百万円となりました。

③アジア

エレクトロニクス関連を中心に需要が減少し、売上高は26,000百万円、営業利益は1,059百万円となりました。

④その他

自動車市場の減速や円高ユーロ安による為替換算の影響もあり、売上高は6,090百万円、営業利益は382百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動の結果得られた資金が投資活動や財務活動に使用した資金を下回ったため、第2四半期連結会計期間末に比べ12,954百万円減少し、36,508百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、6,366百万円となりました。仕入債務の減少による支出15,766百万円があったものの、売上債権の減少による収入22,768百万円やたな卸資産の減少による収入1,141百万円があったこと等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動に使用した資金は、10,681百万円となりました。主に有形固定資産の取得による支出10,129百万円があったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動に使用した資金は、6,258百万円となりました。長期借入金の返済による支出が4,141百万円、配当金の支払額が2,745百万円あったこと等によるものです。

(3) 対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について、当社は、開発型企業として、継続的に基盤技術の高度化を図り、新技術に挑戦することによって新製品及び新事業を創出し、新たな価値を社会に提供し続けることを事業活動の基本としております。これを推進するため、(株)日立製作所を親会社とする日立グループの一員として、同社との関係において事業運営及び取引では自律性を維持しつつ、研究開発協力等を通じて同グループ各社と緊密な協力関係を保ち、その経営資源を有効に活用することで、高品質の製品及びサービスの提供を図ることとしております。また、当社は、上場会社として、常に株主、投資家及び株式市場からの期待及び評価を認識し、情報の適時かつ適切な開示につとめるとともに、持続的成長の実現に資する経営計画の策定、企業統治の強化等を通じて、合理的で緊張感のある経営を確保することが重要であると認識しております。これらにより、当社は、企業価値の向上及び親会社のみならず広く株主全般に提供される価値の最大化を図ってまいります。

(4) 研究開発活動

当社は開発型企業を目指し、より一層研究開発・新事業創出に注力しております。基幹技術による新製品開発を各カンパニー主導で進めるとともに、従来のカンパニー枠を超えた新製品についてはコーポレート主導で開発を強化しております。

また、開発分野に応じ(株)日立製作所の主要研究所、大学、国公立研究所と共同研究、技術研究会及び人材交流等により、一層高度な研究開発を行っております。

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費は3,072百万円、研究開発人員は当第3四半期連結会計期間末現在808名であります。

各事業分野別の研究主要課題は次のとおりです。

①高級金属製品

当社並びに日立ツール(株)、(株)NEOMAXマテリアルが中心となって、高級特殊鋼、セラミックス、大・中型商用車ディーゼルエンジン排出ガス浄化用セラミックフィルタ(セラキャットフィルタ)の開発を行っております。当事業に係る研究開発費は956百万円となりました。

②電子・情報部品

当社並びにMetglas, Inc. が中心となって、電力トランス用低損失アモルファス材、情報端末用高周波部品、高性能磁石、ソフトフェライト、軟磁性金属材料応用製品等の開発を行っております。当事業に係る研究開発費は1,488百万円となりました。

③高級機能部品

当社並びに日立バルブ(株)、日立機材(株)が中心となって、自動車用排気系鋳物製品、高級鋳物材料、管継手、バルブその他の配管用部材及び工法等周辺技術を含めた配管トータルシステム、柱脚・柱はり接合部材及び工法、制震システム等の開発を行っております。当事業に係る研究開発費は628百万円となりました。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループを取り巻く経営環境については、欧米では、個人消費の冷え込み、設備投資の減少など、景気が後退し、一層厳しさが増すものと予想されます。アジアでも、欧米の景気後退の影響により、中国の輸出が急減速するなど景気の減速が続くものと見込まれます。

わが国経済は、個人消費の低迷、設備投資の減少、世界経済の減速に伴う輸出の減少等で一層の景気の冷え込みが懸念されます。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社グループの関連業界では、自動車について、国内は需要の低迷及び世界経済の減速による輸出の低迷で減産が継続し、海外も北米を中心に販売不振が続くものと予想されます。半導体は、メモリー業界では当面回復は期待できないと見込まれます。携帯電話やパソコンは、世界的な景気後退の影響で減速するものと予想されます。鉄鋼も、減産の拡大が見込まれ、減少する見通しであります。国内建設は、回復の兆しも見られましたが、国内景気の悪化で、再び悪化する懸念があります。

このように、事業環境の悪化は当面続く見通しであります。当社グループは、たな卸資産等の運転資金の削減をはじめとしたキャッシュ・フロー経営を徹底し、コスト構造改革・生産性向上を目指して高効率生産体制の基盤づくりを早急に進めます。また、中長期的には需要拡大が見込まれる環境適合製品をはじめとする新製品の創出・拡販と海外展開を通じて、新製品売上高比率及び海外売上高比率の向上に、引き続き注力してまいります。

(7) 資金の財源及び資金の流動性についての分析

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動により獲得した資金が投資活動や財務活動に使用した資金を下回ったため、第2四半期連結会計期間末に比べ12,954百万円減少し、36,508百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

営業活動によるキャッシュ・フローでは、6,366百万円の収入となりました。仕入債務の減少による支出15,766百万円があったものの、売上債権の減少による収入22,768百万円やたな卸資産の減少による収入1,141百万円があったこと等によるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローでは、10,681百万円の支出となりました。主に有形固定資産の取得による支出10,129百万円があったことによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローでは、6,258百万円の支出となりました。長期借入金の返済による支出が4,141百万円、配当金の支払額が2,745百万円あったこと等によるものです。

(8) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社グループは、これまでも各事業において体質強化に取り組んできましたが、世界規模での競争に打ち勝っていくためには、全ての成長戦略のベースとなる「モノづくり力の徹底強化」を図り、これを基軸としたさらなる堅固な体質をつくり上げていくことが必要であります。生産プロセスの改革を中心としたコスト競争力の強化を推進するとともに、グローバル経営についても、先進国に加え、今後経済発展が見込まれるアジア等新興国への拡販に注力してまいります。また、これらの施策を実行する人材の育成も引き続き進めてまいります。

新製品開発については、以下に示すように、得意とする分野に重点をおいた開発及び環境意識の高まりに対応した環境適合製品の開発に注力するとともに、グループ間での開発シナジーを高め、新製品比率拡大に注力してまいります。一方、当社グループには、市場規模もあり、長年にわたりトップシェアを維持している伝統的ボリュームゾーン製品も多く存在します。これらの製品群については、コスト構造を見直し、利益を押し上げていく力を磨き上げていくとともに、成長の原資となるキャッシュ創出を図ってまいります。

当社グループの現状については、企業体質の強化の観点から引き続き解決すべき課題が多いと考えております。2008年度中期経営計画で目指しているのは、業績数値だけでなく、「利益の質」であります。今後も「質」を生み出すための改革を実行し、以下に述べるNo.1事業戦略、コスト構造改革、新製品比率拡大、グローバル経営推進、キャッシュ・フロー経営に取り組み、市場環境に左右されることなく持続的成長を実現できる企業を目指してまいります。

①No.1事業戦略

激化する市場競争に打ち勝つため、自動車、エレクトロニクス、エネルギー及びインフラ関連において、得意とする分野を選別して、研究開発を推進してまいります。

②コスト構造改革

これまでに実施した生産性向上への取り組みをさらに進化させ、生産プロセス全体の抜本的改革を図り、損益分岐点比率の引き下げを図ってまいります。また、伝統的ボリュームゾーン製品については、引き続きコスト構造改革を推進し、競争力を強化してまいります。

③新製品比率拡大

カンパニー・グループ各社と横断的な連携をとり、経営資源を結集した開発を進めてまいります。中核分野における開発ロードマップでは、環境適合製品の開発を成長の要として組み込み、優先的に経営資源を充当して、新製品売上高比率の引き上げ及び製品構成の新陳代謝を図ってまいります。

④グローバル経営推進

欧州、米国及びアジアにおける生産体制を整備するとともに、海外売上高比率を引き上げ、世界市場における持続的な成長を目指してまいります。

⑤キャッシュ・フロー経営

たな卸資産手持日数の圧縮等、受注から生産、発送までの一連のビジネスサイクルの短縮に注力することにより、運転資金の削減を図り、持続的成長実現のための設備投資及び研究開発投資の原資を確保してまいります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	500,000,000
計	500,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株)(平成20年12月31日)	提出日現在発行数(株)(平成21年2月10日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	366,557,889	366,557,889	(株)東京証券取引所市場第一部 (株)大阪証券取引所市場第一部	権利内容に限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株であります。
計	366,557,889	366,557,889	—	—

(注)「提出日現在発行数」には、平成21年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

2016年満期ユーロ円建取得条項(額面現金決済型)付転換社債型新株予約権付社債(平成19年9月13日発行)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	20,000個及び本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を1百万円で除した個数の合計数 なお、本社債の額面1百万円に付する本新株予約権の数は1個とする
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(権利内容に限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株である)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注2)
新株予約権の行使期間	(注3)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注4)	発行価格 2,056 資本組入額 1,028
新株予約権の行使の条件	(注5)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注6)
新株予約権付社債の残高(百万円)	20,000
代用払込みに関する事項	(注7)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注8)

(注) 1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額(1百万円)の総額を2項に記載の転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使に際し交付する株式数に1株未満の端数がある場合はこれを切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法(平成17年法律第86号)に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして、当該行使請求の時点において有効な会社法を遵守する当社の株式取扱規程に従い、現金により精算する。

2. (1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額(本社債の額面金額の100%)と同額とする。

(2) 転換価額は、当初、2,056円とする。

(3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く。)をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割(無償割当てを含む。)*併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)*等の発行、一定限度を超える配当支払い、組織再編等(以下に定義する。)*その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

「組織再編等」とは、当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)において、以下のいずれかが承認されることをいう。

①当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。)*

②資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却又は移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が第三者に移転される場合に限る。)*

③会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が承継会社に承継される場合に限る。)*

④株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。)*

⑤その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるもの

(4) 転換価額は、(A)組織再編等が生じた場合であつてかつ(i)当該時点において適用ある法律に従い(当該法律に関する公的な又は司法上の解釈を考慮するものとする。)*、発行要項の規定に基づき承継会社等(組織再編等における相手方であつて、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受けることが予定されている会社をいう。)*による新株予約権の交付の措置を講ずることができない場合、(ii)法律上は発行要項の規定に基づき承継会社等による新株予約権の交付の措置を講ずることができないものの、当社が最善の努力を行ったにもかかわらず、かかる措置を講ずることができない場合、(iii)当該組織再編等に係る株主総会若しくは取締役会における承認の日又は当該組織再編等の効力発生日の25日前のいずれか遅い日において、当社の最善の努力にもかかわらず、承継会社等の普通株式が日本国内の証券取引所において上場しておらず、かつ、承継会社等が、かかる上場が当該組織再編等の効力発生日までに行われる旨の確約を日本国内の証券取引所若しくは証券市場の運営組織から得ていない場合、又は(iv)発行要項の規定に基づき承継会社等による新株予約権の交付の措置を講じたとしても、当該組織再編等の効力発生日において承継会社等の普通株式が日本国内の証券取引所において上場されないことを、上記株主総会若しくは取締役会における承認日時点において当社が予想している場合のいずれかの条件を満たす旨の通知を当社が本社債権者に送付した場合、又は(B)発行要項の規定に基づき上場廃止等による繰上償還が可能となる場合、転換価額減額期間(以下に定義する。)*において、以下に述べる転換価額に減額されるものとする。

減額後の転換価額は、上記(2)の当初転換価額が決定された日時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向等を勘案した転換価額減額開始日(以下に定義する。)*時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、転換価額減額開始日及び本新株予約権付社債の要項に定める参照株価に応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される減額後の転換価額の最低額は条件決定日における当社普通株式の終値とし、最高額は当初転換価額とする。かかる方式の詳細は、当社の代表執行役又は代理人が、取締役会による授権に基づき、当初転換価額の決定と同時に決定する。

「転換価額減額期間」とは、所定の例外が適用される場合を除き、上記(A)の場合は、転換価額減額開始日から当該組織再編等の効力発生日の5東京営業日前の日までの期間をいい、上記(B)の場合は、転換価額減額開始日から30日の期間をいう。

「転換価額減額開始日」とは、上記(A)又は(B)の通知の日から10東京営業日（組織再編等が公開買付けの最初の決済日から60日以内に生じない場合に、残存する本社債の全部を、その額面金額の100%で繰上償還する場合は2東京営業日）以内の日で当社が指定する日をいう。

3. 本新株予約権の行使期間は、2007年9月27日から2016年8月30日までとする。
但し、(i)発行要項に定める当社の選択による本社債の繰上償還の場合には、当該償還日の3東京営業日前の日の営業終了時（行使請求地時間）まで（但し、発行要項に定める税制変更等による繰上償還を受けないことが選択された各本社債を除く。）、(ii)発行要項に定める本社債権者の選択による繰上償還及び組織再編等及び上場廃止事由が発生した場合の本社債権者の選択による繰上償還の場合には、償還通知書が支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、(iii)買入消却の場合には、当該新株予約権付社債の消却が行われるまで、及び(iv)債務不履行等による期限の利益喪失の場合には、期限の利益喪失時までとする。上記にかかわらず、当社が9項に従って本社債を取得する場合は、当該取得の通知の翌日から当該取得日までの期間中、及び当社が組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の期間で当社が指定する期間（但し、かかる期間は転換価額減額期間に至ることはできない。）中は、本新株予約権を行使することはできない。
また、本社債が償還された場合、本社債が消却された場合及び本社債が失効した場合は、会社法第287条に従い、当該本社債に係る本新株予約権は当然に消滅する。
4. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、転換価額を基準とした1株当たりの金額を記載している。なお、本新株予約権付社債の発行要項においては、「各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。」と定められている。
5. 本新株予約権の行使の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
 - (2) 2016年6月13日まで（同日を含まない。）は、本社債権者は、ある四半期の最後の取引日（9項に定義する。）に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の120%を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日まで（2016年4月1日から始まる四半期については、2016年6月13日まで）の期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(2)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下の①、②及び③の期間は適用されない。
 - ①(i)株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関（以下「R&I」という。）による当社の長期債務の格付若しくは本新株予約権付社債の格付（格付がなされた場合に限る。以下同じ。）がBBB以下である期間、又は(ii)R&Iによる当社の長期債務の格付若しくは本新株予約権付社債の格付が停止若しくは撤回されている期間
 - ②当社が、本新株予約権付社債権者に対して、当社の選択による本社債の繰上償還の通知を行った後の期間
 - ③当社が組織再編等を行うにあたり、3項に記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債権者に対して、本新株予約権付社債の要項に従い当該組織再編等に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間
6. 会社法第254条の規定により本新株予約権付社債に付された新株予約権のみを譲渡することはできない。
7. 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、直ちに消却されるものとする。
8. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 組織再編等が発生した場合には、当社は、承継会社等をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)当該時点で適用のある法律上（当該法律に関する公的な又は司法上の解釈を考慮するものとする。）、これを行うことが可能であり、(ii)そのための現実的な仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。

また、かかる承継及び交付を行う場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本項に記載の当社の努力義務は、当社が本新株予約権付社債の受託会社であるUnion Bank of California, N.A.（以下「受託会社」という。）に対して、2項(4)に記載の(i)から(iv)までのいずれかの条件が満たされた旨の代表執行役が署名した証明書を交付する場合には、適用されない。

(2) (1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は次のとおりとする。

①新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

②新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下の(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は2項(3)又は(4)と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の払込金額と同額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、3項に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の新株予約権の行使は、5項(1)及び(2)と同様の制限を受ける。

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧組織再編等が生じた場合の承継会社等による新株予約権の交付

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

⑨その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(3) (1)の定めに従い承継会社等の新株予約権が発行される場合、当該組織再編等の効力発生日をもって本新株予約権は消滅し、本社債及び本新株予約権付社債に係る信託証書に基づく義務は承継会社等が引き受け又は承継するものとする。当社は、本社債及び当該信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

9. 本新株予約権の取得事由及び取得の条件

当社は、2012年9月13日以降、当社の株式が該当証券取引所（以下に定義する。）に上場されていることを条件として、本社債権者に対する通知（以下「取得通知」という。）を行うことにより、取得日（以下に定義する。）現在残存する本新株予約権付社債の全部（一部は不可）を取得することができる。「取得日」とは取得通知に定められた取得の期日をいい、取得通知の日から60日以上75日以内の日とする。この場合、当社は、取得日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本社債権者に対して交付財産（以

下に定義する。)を交付する。当社は、本項により本新株予約権付社債を取得した際に、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却する。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、(i)本社債(本新株予約権を除く。)の対価として額面金額の100%に相当する金額、及び(ii)転換価値(以下に定義する。)から額面金額相当額を差し引いた額(正の数値である場合に限る。)を1株当たり平均VWAP(以下に定義する。)で除して得られる数の当社普通株式(但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、計算の結果、単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして、その時点において有効な会社法を遵守する当社の株式取扱規程に従い、現金により精算する。)をいう。

「1株当たり平均VWAP」とは、当社が取得通知をした日の翌日から5取引日(以下に定義する。)目の日に始まる20連続取引日(以下「関係VWAP期間」という。)に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値をいう。

本項において「取引日」とは、該当証券取引所(東京証券取引所又は、当社若しくは承継会社等の普通株式が東京証券取引所に上場されていない場合には、当該普通株式が上場(店頭登録又は証券取引所における取引を含む。)されている日本国内の主要な証券取引所若しくは証券市場をいう。)が開設されている日をいい、当社の普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含まない。当該20連続取引日中に転換価額の調整又は減額事由が発生した場合には、1株当たり平均VWAPも適宜調整される。

「転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。

$$\frac{\text{各本社債の払込金額}}{\text{最終日転換価額}} \times 1 \text{株当たり平均VWAP}$$

上記算式において「最終日転換価額」とは、関係VWAP期間の最終日の転換価額をいう。

2019年満期ユーロ円建取得条項(額面現金決済型)付転換社債型新株予約権付社債(平成19年9月13日発行)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	20,000個及び本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を1百万円で除した個数の合計数 なお、本社債の額面1百万円に付する本新株予約権の数は1個とする
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(権利内容に限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株である)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注2)
新株予約権の行使期間	(注3)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注4)	発行価格 2,042 資本組入額 1,021
新株予約権の行使の条件	(注5)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注6)
新株予約権付社債の残高(百万円)	20,000
代用払込みに関する事項	(注7)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注8)

- (注) 1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額(1百万円)の総額を2項に記載の転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使に際し交付する株式数に1株未満の端数がある場合はこれを切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法(平成17年法律第86号)に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして、当該行使請求の時点において有効な会社法を遵守する当社の株式取扱規程に従い、現金により精算する。
2. (1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額(本社債の額面金額の100%)と同額とする。
- (2) 転換価額は、当初、2,042円とする。
- (3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く。)をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割(無償割当てを含む。)
・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)等の発行、一定限度を超える配当支払い、組織再編等(以下に定義する。)その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

「組織再編等」とは、当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)において、以下のいずれかが承認されることをいう。

- ①当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。)
 - ②資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却又は移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が第三者に移転される場合に限る。)
 - ③会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が承継会社に承継される場合に限る。)
 - ④株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。)
 - ⑤その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるもの
- (4) 転換価額は、(A)組織再編等が生じた場合であってかつ(i)当該時点において適用ある法律に従い(当該法律に関する公的な又は司法上の解釈を考慮するものとする。)、発行要項の規定に基づき承継会社等(組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受けることが予定されている会社をいう。)による新株予約権の交付の措置を講ずることができない場合、(ii)法律上は発行要項の規定に基づき承継会社等による新株予約権の交付の措置を講ずることができるものの、当社が最善の努力を行ったにもかかわらず、かかる措置を講ずることができない場合、(iii)当該組織再編等に係る株主総会若しくは取締役会における承認の日又は当該組織再編等の効力発生日の25日前のいずれか遅い日において、当社の最善の努力にもかかわらず、承継会社等の普通株式が日本国内の証券取引所において上場しておらず、かつ、承継会社等が、かかる上場が当該組織再編等の効力発生日までに行われる旨の確約を日本国内の証券取引所若しくは証券市場の運営組織から得ていない場合、又は(iv)発行要項の規定に基づき承継会社等による新株予約権の交付の措置を講じたとしても、当該組織再編等の効力発生日において承継会社等の普通株式が日本国内の証券取引所において上場されないことを、上記株主総会若しくは取締役会における承認日時点において当社が予想している場合のいずれかの条件を満たす旨の通知を当社が本社債権者に送付した場合、又は(B)発行要項の規定に基づき上場廃止等による繰上償還が可能となる場合、転換価額減額期間(以下に定義する。)において、以下に述べる転換価額に減額されるものとする。

減額後の転換価額は、上記(2)の当初転換価額が決定された日時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向等を勘案した転換価額減額開始日(以下に定義する。)時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、転換価額減額開始日及び本新株予約権付社債の要項に定める参照株価に応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される減額後の転換価額の最低額は条件決定日における当社普通株式の終値とし、最高額は当初転換価額とする。かかる方式の詳細は、当社の代表執行役又は代理人が、取締役会による授権に基づき、当初転換

価額の決定と同時に決定する。

「転換価額減額期間」とは、所定の例外が適用される場合を除き、上記(A)の場合は、転換価額減額開始日から当該組織再編等の効力発生日の5東京営業日前の日までの期間をいい、上記(B)の場合は、転換価額減額開始日から30日の期間をいう。

「転換価額減額開始日」とは、上記(A)又は(B)の通知の日から10東京営業日（組織再編等が公開買付けの最初の決済日から60日以内に生じない場合に、残存する本社債の全部を、その額面金額の100%で繰上償還する場合は2東京営業日）以内の日で当社が指定する日をいう。

3. 本新株予約権の行使期間は、2007年9月27日から2019年8月30日までとする。

但し、(i)発行要項に定める当社の選択による本社債の繰上償還の場合には、当該償還日の3東京営業日前の日の営業終了時（行使請求地時間）まで（但し、発行要項に定める税制変更等による繰上償還を受けないことが選択された各本社債を除く。）、(ii)発行要項に定める本社債権者の選択による繰上償還及び組織再編等及び上場廃止事由が発生した場合の本社債権者の選択による繰上償還の場合には、償還通知書が支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、(iii)買入消却の場合には、当該新株予約権付社債の消却が行われるまで、及び(iv)債務不履行等による期限の利益喪失の場合には、期限の利益喪失時までとする。上記にかかわらず、当社が9項に従って本社債を取得する場合は、当該取得の通知の翌日から当該取得日までの期間中、及び当社が組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の期間で当社が指定する期間（但し、かかる期間は転換価額減額期間に至ることはできない。）中は、本新株予約権を行使することはできない。また、本社債が償還された場合、本社債が消却された場合及び本社債が失効した場合は、会社法第287条に従い、当該本社債に係る本新株予約権は当然に消滅する。

4. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、転換価額を基準とした1株当たりの金額を記載している。なお、本新株予約権付社債の発行要項においては、「各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。」と定められている。

5. 本新株予約権の行使の条件は、次のとおりとする。

(1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(2) 2019年6月13日まで（同日を含まない。）は、本社債権者は、ある四半期の最後の取引日（9項に定義する。）に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の120%を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日まで（2019年4月1日から始まる四半期については、2019年6月13日まで）の期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(2)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下の①、②及び③の期間は適用されない。

①(i)株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関（以下「R&I」という。）による当社の長期債務の格付若しくは本新株予約権付社債の格付（格付がなされた場合に限る。以下同じ。）がBBB以下である期間、又は(ii)R&Iによる当社の長期債務の格付若しくは本新株予約権付社債の格付が停止若しくは撤回されている期間

②当社が、本新株予約権付社債権者に対して、当社の選択による本社債の繰上償還の通知を行った後の期間

③当社が組織再編等を行うにあたり、3項に記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債権者に対して、本新株予約権付社債の要項に従い当該組織再編等に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間

6. 会社法第254条の規定により本新株予約権付社債に付された新株予約権のみを譲渡することはできない。

7. 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、直ちに消却されるものとする。

8. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、次のとおりとする。

(1) 組織再編等が発生した場合には、当社は、承継会社等をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)当該時点で適用のある法律上（当該法律に関する公的な又は司法上の解釈を考慮するものとする。）、これを行うことが可能であり、(ii)そのための現実的な仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断す

る。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。また、かかる承継及び交付を行う場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本項に記載の当社の努力義務は、当社が本新株予約権付社債の受託会社であるUnion Bank of California, N.A. (以下「受託会社」という。)に対して、2項(4)に記載の(i)から(iv)までのいずれかの条件が満たされた旨の代表執行役が署名した証明書を交付する場合には、適用されない。

(2) (1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は次のとおりとする。

①新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

②新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下の(i)又は(ii)に従う。

なお、転換価額は2項(3)又は(4)と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の払込金額と同額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、3項に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の新株予約権の行使は、5項(1)及び(2)と同様の制限を受ける。

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧組織再編等が生じた場合の承継会社等による新株予約権の交付

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

⑨その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(3) (1)の定めに従い承継会社等の新株予約権が発行される場合、当該組織再編等の効力発生日をもつ

て本新株予約権は消滅し、本社債及び本新株予約権付社債に係る信託証書に基づく義務は承継会社等が引き受け又は承継するものとする。当社は、本社債及び当該信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

9. 本新株予約権の取得事由及び取得の条件

当社は、2014年9月13日以降、当社の株式が該当証券取引所(以下に定義する。)に上場されていることを条件として、本社債権者に対する通知(以下「取得通知」という。)を行うことにより、取得日(以下に定義する。)現在残存する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を取得することができる。「取得日」とは取得通知に定められた取得の期日をいい、取得通知の日から60日以上75日以内の日とする。この場合、当

社は、取得日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本社債権者に対して交付財産（以下に定義する。）を交付する。当社は、本項により本新株予約権付社債を取得した際に、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却する。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、(i)本社債（本新株予約権を除く。）の対価として額面金額の100%に相当する金額、及び(ii)転換価値（以下に定義する。）から額面金額相当額を差し引いた額（正の数値である場合に限る。）を1株当たり平均VWAP（以下に定義する。）で除して得られる数の当社普通株式（但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、計算の結果、単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして、その時点において有効な会社法を遵守する当社の株式取扱規程に従い、現金により精算する。）をいう。

「1株当たり平均VWAP」とは、当社が取得通知をした日の翌日から5取引日（以下に定義する。）目の日に始まる20連続取引日（以下「関係VWAP期間」という。）に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値をいう。

本項において「取引日」とは、該当証券取引所（東京証券取引所又は、当社若しくは承継会社等の普通株式が東京証券取引所に上場されていない場合には、当該普通株式が上場（店頭登録又は証券取引所における取引を含む。）されている日本国内の主要な証券取引所若しくは証券市場をいう。）が開設されている日をいい、当社の普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含まない。当該20連続取引日中に転換価額の調整又は減額事由が発生した場合には、1株当たり平均VWAPも適宜調整される。

「転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。

$$\frac{\text{各本社債の払込金額}}{\text{最終日転換価額}} \times 1 \text{株当たり平均VWAP}$$

上記算式において「最終日転換価額」とは、関係VWAP期間の最終日の転換価額をいう。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（千株）	発行済株式総数 残高（千株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金増減額 （百万円）	資本準備金残高 （百万円）
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日	—	366,558	—	26,284	—	36,699

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、平成20年11月10日付でフィデリティ投信株式会社ほか1名が連名で提出した大量保有報告書の変更報告書(No. 7)の写しの送付があり、平成20年10月31日現在で下表のとおり株式を保有している旨記載されていますが、株主名簿の記載内容が確認できず、当社として実質所有株式数の確認ができておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号	13,615	3.71
エフエムアール エルエルシー (FMR L L C)	82 Devonshire Street, Boston, Massachusetts 02109, USA	1,082	0.30
計	—	14,697	4.01

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式)		
	普通株式 14,024,000	—	普通株式は権利内容に限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株であります。
完全議決権株式 (その他)	(相互保有株式)		
	普通株式 65,000	—	同上
完全議決権株式 (その他)	普通株式 350,971,000	350,968	同上
単元未満株式	普通株式 1,497,889	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	366,557,889	—	—
総株主の議決権	—	350,968	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の「株式数」欄には、(株)証券保管振替機構名義の株式が3,000株含まれております。なお、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数3個が含まれておりません。

② 【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
日立金属(株)	東京都港区芝浦一丁目2番1号	14,024,000	—	14,024,000	3.83
青山特殊鋼(株)	東京都中央区新川二丁目9番11号	63,000	—	63,000	0.02
出雲造機(株)	島根県安来市恵乃島町134	1,000	—	1,000	0.00
秦精工(株)	島根県安来市黒井田町691	1,000	8,000	9,000	0.00
計	—	14,089,000	8,000	14,097,000	3.85

(注) 秦精工株式会社の「他人名義所有株式数」には、同社が加入している日立金属取引先持株会(東京都港区芝浦一丁目2番1号)名義の株式のうち、平成20年9月30日現在の同社の持分に相当する数(1,000株未満を切り捨て。)を記載しております。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,678	1,595	1,786	1,869	1,801	1,623	1,279	855	613
最低(円)	1,489	1,470	1,517	1,613	1,544	1,166	600	498	395

(注) 最高・最低株価は、(株)東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の変動は、以下のとおりです。

執行役の役職等の変動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
執行役常務	技術・環境・エネルギー管掌	執行役常務	技術・環境エネルギー問題管掌 情報部品カンパニープレジデント 輸出管理室副室長	藤井 博行	平成20年10月1日

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
執行役常務	技術・環境・エネルギー管掌 技術企画センター長	執行役常務	技術・環境・エネルギー管掌	藤井 博行	平成20年12月21日

事業役員の変動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
事業役員	海外事業企画センター長 Hitachi Metals America, Ltd. 取締役会長 Hitachi Metals Europe GmbH 取締役会長	事業役員	海外事業企画センター長 Hitachi Metals America, Ltd. 取締役会長 Hitachi Metals Europe GmbH 取締役会長 日立金属投資(中国)有限公司 董事長	田中 啓一	平成20年9月6日

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
事業役員	—	事業役員	技術企画センター長	赤木 学	平成20年12月21日

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）から、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	30,612	36,856
受取手形及び売掛金	※2 99,117	※2 123,678
関係会社預け金	5,528	10,620
商品及び製品	51,166	47,272
仕掛品	38,158	37,851
原材料及び貯蔵品	35,835	36,834
その他	24,078	23,100
貸倒引当金	△409	△479
流動資産合計	284,085	315,732
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	58,350	59,723
機械装置及び運搬具（純額）	89,113	83,800
土地	52,111	53,031
その他（純額）	14,976	18,940
有形固定資産合計	※1 214,550	※1 215,494
無形固定資産		
のれん	47,511	49,931
その他	5,956	5,403
無形固定資産合計	53,467	55,334
投資その他の資産		
投資有価証券	11,522	17,351
その他	16,483	17,264
貸倒引当金	△1,973	△1,709
投資その他の資産合計	26,032	32,906
固定資産合計	294,049	303,734
資産合計	578,134	619,466

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	80,969	98,671
短期借入金	60,921	50,981
1年内返済予定の長期借入金	18,561	20,980
1年内償還予定の社債	6,532	11,249
未払法人税等	5,166	11,942
引当金	191	294
その他	37,410	45,695
流動負債合計	209,750	239,812
固定負債		
社債	34,000	40,008
転換社債型新株予約権付社債	40,000	40,000
長期借入金	26,912	27,209
退職給付引当金	26,671	25,891
その他の引当金	4,330	4,456
その他	5,771	6,583
固定負債合計	137,684	144,147
負債合計	347,434	383,959
純資産の部		
株主資本		
資本金	26,284	26,284
資本剰余金	41,244	41,241
利益剰余金	166,446	161,488
自己株式	△10,637	△10,552
株主資本合計	223,337	218,461
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	403	△208
為替換算調整勘定	△15,270	△5,227
評価・換算差額等合計	△14,867	△5,435
少数株主持分	22,230	22,481
純資産合計	230,700	235,507
負債純資産合計	578,134	619,466

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
売上高	496,745
売上原価	401,010
売上総利益	95,735
販売費及び一般管理費	※ 62,801
営業利益	32,934
営業外収益	
受取利息	460
受取配当金	183
その他	4,521
営業外収益合計	5,164
営業外費用	
支払利息	2,164
為替差損	1,806
その他	4,704
営業外費用合計	8,674
経常利益	29,424
特別利益	
固定資産売却益	113
関係会社株式売却益	638
特別利益合計	751
特別損失	
固定資産処分損	40
減損損失	107
投資有価証券評価損	4,435
関係会社事業損失引当金繰入額	368
関係会社貸倒引当金繰入額	150
特別損失合計	5,100
税金等調整前四半期純利益	25,075
法人税、住民税及び事業税	12,066
法人税等調整額	1,450
法人税等合計	13,516
少数株主利益	1,962
四半期純利益	9,597

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
売上高	143,080
売上原価	120,182
売上総利益	22,898
販売費及び一般管理費	※ 19,639
営業利益	3,259
営業外収益	
受取利息	108
受取配当金	66
受取保険金	517
その他	904
営業外収益合計	1,595
営業外費用	
支払利息	726
為替差損	3,105
その他	1,304
営業外費用合計	5,135
経常損失(△)	△281
特別利益	
関係会社株式売却益	638
特別利益合計	638
特別損失	
投資有価証券評価損	4,435
関係会社事業損失引当金繰入額	368
関係会社貸倒引当金繰入額	150
特別損失合計	4,953
税金等調整前四半期純損失(△)	△4,596
法人税、住民税及び事業税	41
法人税等調整額	642
法人税等合計	683
少数株主利益	459
四半期純損失(△)	△5,738

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
 (自 平成20年4月1日
 至 平成20年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	25,075
減価償却費	23,351
のれん及び負ののれん償却額	1,776
投資有価証券評価損益 (△は益)	4,435
受取利息及び受取配当金	△643
支払利息	2,164
売上債権の増減額 (△は増加)	18,392
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△7,957
仕入債務の増減額 (△は減少)	△13,516
未払費用の増減額 (△は減少)	△5,831
その他	5,114
小計	52,360
法人税等の支払額	△22,114
営業活動によるキャッシュ・フロー	30,246
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資有価証券の売却による収入	879
有形固定資産の取得による支出	△31,620
有形固定資産の売却による収入	1,646
無形固定資産の取得による支出	△1,769
利息及び配当金の受取額	746
その他	△203
投資活動によるキャッシュ・フロー	△30,321
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	11,863
長期借入れによる収入	4,781
長期借入金の返済による支出	△6,313
社債の償還による支出	△10,565
利息の支払額	△2,377
自己株式の売却による収入	19
自己株式の取得による支出	△101
配当金の支払額	△4,583
少数株主への配当金の支払額	△641
財務活動によるキャッシュ・フロー	△7,917
現金及び現金同等物に係る換算差額	△3,068
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△11,060
現金及び現金同等物の期首残高	47,821
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	△253
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 36,508

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結範囲の変更 平成20年4月1日に、NEOMAX商事(株)は日立金属アドメット(株)と合併し、また、Luzon Magnetics, Inc. はSan Technology, Inc. と合併したことにより、いずれも連結の範囲から除外しております。 香港住秀科技有限公司、新王磁材商事(香港)有限公司及びNEOMAX TRADING (THAILAND) Co., Ltd. は、第2四半期連結会計期間において清算したため、連結の範囲から除外しております。 Tokyo Seimitsu Kogyo(Thailand)Co., Ltd.、日立金属亜都美特(香港)有限公司及びHitachi Magnetics Corporationは、当第3四半期連結会計期間において清算したため、連結の範囲から除外しております。 また、P. T. Bukaka Forging Industriesは、当第3四半期連結会計期間において株式を売却したため、連結の範囲から除外しております。 (2) 変更後の連結子会社の数 79社
2. 持分法の範囲に関する事項の変更	(1) 持分法適用関連会社の変更 Mahindra Hinoday Industries Ltd. は第2四半期連結会計期間において株式を売却したため、持分法の適用範囲から除外しております。 (2) 変更後の持分法適用関連会社の数 11社
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項の変更	連結子会社のうち従来決算日が12月31日であったSan Technology, Inc. は、同日現在の財務諸表を利用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っていましたが、同社が決算日を3月31日に変更したことにより、同社の当第3四半期連結累計期間は、当社と一致しております。なお、同社の1月1日から3月31日までの損益については、利益剰余金に直接計上しております。

	<p style="text-align: center;">当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)</p>
<p>4. 会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>(1) 「リース取引に関する会計基準」の適用</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を第1四半期連結会計期間から早期適用し、平成20年4月1日以降にリース取引開始となる契約について、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。これによる当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。</p> <p>なお、これによる当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。</p>
<p>5. その他</p>	<p>(連結キャッシュ・フロー計算書の表示区分の変更)</p> <p>投資家の企業価値への関心の高まりをうけて、支払利息を支払当金同様に資本コストと認識する企業価値算定に適した区分に合わせるため、第1四半期連結会計期間より、前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に含めていた利息及び配当金の受取額並びに利息の支払額を、それぞれ「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分及び「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に含めることに変更しております。これらの変更により、前連結会計年度の方法によった場合と比較して、当第3四半期連結累計期間における「営業活動によるキャッシュ・フロー」は、1,631百万円増加し、「投資活動によるキャッシュ・フロー」は、746百万円増加し、「財務活動によるキャッシュ・フロー」は、2,377百万円減少しております。ただし、キャッシュ・フローの純額、すなわち「現金及び現金同等物」の減少額11,313百万円には、これらの変更による影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	一部の連結子会社は、固定資産の減価償却費の算定方法について合理的な予算に基づく年間償却予定額を期間按分する方法により算定しております。
2. 棚卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関して、実地棚卸を省略し第2四半期連結会計期間に係る実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出しております。
3. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前連結会計年度末以降に経営環境等や一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合に、前連結会計年度末の検討において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングを利用する方法により算定しております。また、前連結会計年度末以降に経営環境等や一時差異等の発生状況に著しい変化が認められた場合に、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したものを利用する方法により算出しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
1. 税金費用の計算	税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。なお、法人税等調整額は、法人税、住民税及び事業税に含めて表示しております。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
<p>(有形固定資産の耐用年数の変更)</p> <p>当社及び国内連結子会社は、第1四半期連結会計期間より、法人税法の改正を契機として資産の利用状況等を見直した結果、機械装置等の耐用年数を変更しております。</p> <p>この変更に伴い、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ689百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は、412,011百万円 であります。	※1 有形固定資産の減価償却累計額は、408,572百万円 であります。
※2 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高 受取手形割引高 100百万円 受取手形裏書譲渡高 452百万円 手形信託契約に基づく遡及義務 6,896百万円	※2 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高 受取手形割引高 63百万円 受取手形裏書譲渡高 473百万円 手形信託契約に基づく債権譲渡高 8,870百万円

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
科目	金額 (百万円)
荷造発送費	10,255
販売雑費	2,127
給料諸手当	16,127
退職給付引当金繰入額	1,650
福利厚生費	2,688
減価償却費	946
賃借料	2,478
研究開発費	5,446
のれん償却費	2,443

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
科目	金額 (百万円)
荷造発送費	3,010
販売雑費	609
給料諸手当	4,974
退職給付引当金繰入額	540
福利厚生費	804
減価償却費	303
賃借料	830
研究開発費	1,728
のれん償却費	722

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在)	
現金及び預金勘定	30,612 百万円
有価証券(MMF等)	186
関係会社預け金	5,528
流動資産のその他に 含まれる預け金	182
現金及び現金同等物	<u>36,508</u> 百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日
至 平成20年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 366,558千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 14,051千株

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 2016年満期ユーロ円建取得条項(額面現金決済型)付転換社債型新株予約権付社債

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

新株予約権の目的となる株式の数 9,727,626株

新株予約権付社債の四半期連結会計期間末残高 親会社 20,000百万円

(2) 2019年満期ユーロ円建取得条項(額面現金決済型)付転換社債型新株予約権付社債

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

新株予約権の目的となる株式の数 9,794,319株

新株予約権付社債の四半期連結会計期間末残高 親会社 20,000百万円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年5月26日 取締役会	普通株式	2,115	6.0	平成20年3月31日	平成20年5月28日	利益剰余金
平成20年10月28日 取締役会	普通株式	2,468	7.0	平成20年9月30日	平成20年11月28日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）

	高級 金属製品 (百万円)	電子・ 情報部品 (百万円)	高級機能部品 (百万円)	サービス他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	59,850	25,689	40,160	17,381	143,080	—	143,080
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	5,425	7,142	6,536	1,222	20,325	△20,325	—
計	65,275	32,831	46,696	18,603	163,405	△20,325	143,080
営業利益	410	2,143	1,669	53	4,275	△1,016	3,259

当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年12月31日）

	高級 金属製品 (百万円)	電子・ 情報部品 (百万円)	高級機能部品 (百万円)	サービス他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	201,586	90,985	134,182	69,992	496,745	—	496,745
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	21,293	26,384	22,175	4,665	74,517	△74,517	—
計	222,879	117,369	156,357	74,657	571,262	△74,517	496,745
営業利益	14,962	12,808	8,398	1,112	37,280	△4,346	32,934

(注) 1. 事業区分の方法

製品の種類、製造方法、販売方法等の類似性、収益管理等の単位を勘案し、事業区分を行っております。

2. 各事業区分に属する主要な製品

事業区分	主要製品
高級金属製品	金型・工具用材料、電子金属材料（ディスプレイ関連材料、半導体等パッケージ材料）、各種ロール（鉄鋼圧延用ロール・非金属圧延用ロール・非金属用ロール）、射出成形機用部品、構造用セラミックス用部品、鉄骨構造部品、切削工具
電子・情報部品	硬質磁性材料（フェライト・希土類〔NEOMAX〕・鋳造・ボンドマグネット及びその応用品）、携帯電話用部品（アイソレータ、積層部品）、IT機器用材料・部材、軟質磁性材料（ソフトフェライト、ナノ結晶、軟磁性合金〔ファインメット〕、アモルファス金属材料〔Metglas〕）
高級機能部品	高級ダクタイル鋳鉄製品、耐熱鋳造製品、アルミホイール、その他アルミニウム製品、各種管継手、ステンレス及びプラスチック配管機器、冷却水供給装置、精密流体制御機器、内装システム、構造システム
サービス他	その他の販売・サービス等

3. 本セグメント情報の金額は消費税等抜きで表示しております。

4. 追加情報

(当第3四半期連結累計期間)

有形固定資産の耐用年数の変更

当社及び国内連結子会社は、第1四半期連結会計期間より、法人税法の改正を契機として資産の利用状況等を見直した結果、機械装置等の耐用年数を変更しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、「高級金属製品」では70百万円営業費用が減少し、営業利益が同額増加しております。また、「電子・情報部品」では416百万円、「高級機能部品」では337百万円、「サービス他」では6百万円それぞれ営業費用は増加し、営業利益が同額減少しております。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連 結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	103,134	16,278	17,618	6,050	143,080	—	143,080
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	18,952	1,400	8,382	40	28,774	△28,774	—
計	122,086	17,678	26,000	6,090	171,854	△28,774	143,080
営業利益	1,281	1,023	1,059	382	3,745	△486	3,259

当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年12月31日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連 結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	349,766	56,491	65,441	25,047	496,745	—	496,745
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	72,183	5,209	28,809	204	106,405	△106,405	—
計	421,949	61,700	94,250	25,251	603,150	△106,405	496,745
営業利益	26,087	4,324	5,368	992	36,771	△3,837	32,934

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1)北 米 ……米国

(2)ア ジ ア ……シンガポール・中国・香港・台湾・タイ・フィリピン・韓国

(3)そ の 他 ……ドイツ

3. 本セグメント情報の金額は消費税等抜きで表示しております。

4. 追加情報

(当第3四半期連結累計期間)

有形固定資産の耐用年数の変更

当社及び国内連結子会社は、第1四半期連結会計期間より、法人税法の改正を契機として資産の利用状況等を見直した結果、機械装置等の耐用年数を変更しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、「日本」の営業費用は689百万円増加し、営業利益が同額減少しております。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）

	北米 (百万円)	アジア (百万円)	欧州 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
I. 海外売上高	14,681	28,648	8,308	1,431	53,068
II. 連結売上高					143,080
III. 海外売上高の連結売上高に占める割合	10.3%	20.0%	5.8%	1.0%	37.1%

当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年12月31日）

	北米 (百万円)	アジア (百万円)	欧州 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
I. 海外売上高	49,419	107,848	32,642	5,752	195,661
II. 連結売上高					496,745
III. 海外売上高の連結売上高に占める割合	9.9%	21.7%	6.6%	1.2%	39.4%

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

(1) 北米 ……米国・カナダ

(2) アジア ……韓国・中国・香港・台湾・シンガポール

(3) 欧州 ……EU諸国

(4) その他 ……中南米

3. 海外売上高は、提出会社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

4. 売上高の金額は消費税等抜きで表示しております。

(リース取引関係)

記載すべき事項はありません。

(有価証券関係)

記載すべき事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

記載すべき事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	591円39銭	1株当たり純資産額	604円22銭

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	27円22銭	1株当たり四半期純損失金額	△16円28銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額		
四半期純利益又は四半期純損失(百万円)	9,597	△5,738
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失(百万円)	9,597	△5,738
期中平均株式数(千株)	352,527	352,511
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

(剰余金の配当)

平成20年10月28日開催の取締役会において、平成20年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主(実質株主含む)もしくは登録株式質権者に対し、剰余金の配当(中間)を行うことを次のとおり決議しました。

- ①配当財産の種類及び帳簿価額の総額 金銭による配当 総額 2,468百万円
②株主に対する配当財産の割当てに関する事項 1株当たり7円
③当該剰余金の配当がその効力を生ずる日 平成20年11月28日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月9日

日立金属株式会社

代表執行役
執行役社長 持田 農夫男 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 榮一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鹿島 かおる 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 片倉 正美 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日立金属株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日立金属株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間より、連結キャッシュ・フロー計算書における「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に含めていた利息及び配当金の受取額並びに利息の支払額を、それぞれ「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分及び「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に含めることに変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。